

「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン（案）」へのご意見をお寄せください。

ー市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせー

市では、本市農業の持続的な発展に資するため、「食と農のつながり」を深めながら地産地消運動を推進するための「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン」を策定いたします。

策定にあたり、「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン（案）」に、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集するものです。

1 意見公募期間

令和4年1月24日（月）～ 2月22日（火）（最終日午後5時必着）

2 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に通勤、通学する方
- (3) 市の区域内で活動する個人または団体

3 意見の提出方法

別紙「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、農政課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

提出先

- | | |
|----------------|--|
| ① 直接提出する場合 | 会津若松市栄町第二庁舎2階 農政部 農政課 |
| ② 郵送で提出する場合 | 〒965-8601 住所不要 農政部 農政課 |
| ③ ファックスで提出する場合 | FAX番号 0242-23-8180 |
| ④ 電子メールで提出する場合 | nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |

留意事項

- ・意見内容の確認が必要となる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出していただいた書面は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については公表しますが、この際に氏名等の個人情報が公表されることはありません。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。

4 閲覧場所及び時間

「第4次あいづわかまつ地産地消推進プラン（案）」の内容は、市のホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	農政課（栄町第二庁舎2階）	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時
2	市政情報コーナー（本庁舎3階）	同上
3	湊市民センター	同上
4	大戸市民センター	同上
5	北市民センター	同上
6	南市民センター	同上
7	一箕市民センター	同上
8	東市民センター	同上
9	北会津支所（まちづくり推進課）	同上
10	河東支所（まちづくり推進課）	同上
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	午前9時から午後10時 （休館日を除く）

※本件に関するお問い合わせは、農政課までお願いします。

（市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当がおらず、詳しいお問い合わせにお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【問い合わせ先】

会津若松市 農政部 農政課（電話0242-39-1253）